

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

こども本の森神戸条例施行規則の
制定について

意見募集期間

令和2年12月11日～令和3年1月11日

問い合わせ先

神戸市文化スポーツ局

文化交流課(こども本の森担当)

電話 078-322-5786

意見公募手続(神戸市行政手続条例関係)

1 意見募集期間

令和2年12月11日(金)～令和3年1月11日(月)

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5-1

神戸市文化スポーツ局文化交流課(こども本の森担当)「意見募集係」宛

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6137

神戸市文化スポーツ局文化交流課(こども本の森担当)「意見募集係」宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス:kodomohonnomori@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。

(3) 提出される書式には、「こども本の森神戸条例施行規則の制定」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方を、神戸市ホームページにて令和3年1月中旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所1号館18階)でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

(1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報(神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報)を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。

- (2)個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3)ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4)ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

こども本の森神戸条例施行規則の制定について(概要)

1. 制定の趣旨

こども本の森神戸条例施行規則の休館日及び開館時間を定めるため、同規則を制定します。なお、「こども本の森 神戸」は、指定管理者制度により運営する予定にしています。

こども本の森神戸の概要は次の通りです。

位 置 神戸市中央区加納町6丁目1番1号(東遊園地内)

面 積 約600㎡

2. 制定の概要

こども本の森神戸条例施行規則に開館時間、休館日その他条例を施行するに当たり必要な事項を規定します。

※制定する内容

①こども本の森神戸の開館時間は、次のとおりとする。

・午前9時30分時から午後5時まで。ただし、こども本の森の管理運営上特に必要があると認めるときは、市長の同意を得て、開館時間を変更することができる。

②こども本の森神戸の休館日は、次のとおりとする。

・12月29日から翌年1月3日までの日

・月曜日(当該日が休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日)

・上記のほか、指定管理者が特に必要があると認める日

③その他条例を施行するに当たり必要な事項

・指定管理者の指定の申請に係る書類ほか

3. 施行予定日

こども本の森神戸条例附則第1項に規定する施行日から施行します。(こども本の森神戸は令和4年春頃に開館する予定です。)